

# 新婚世帯の方にお知らせ

## 高梁市での新婚生活を応援します！

### 対象となる方

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された39歳以下のご夫婦
  - ・前年度の世帯所得が500万円未満の世帯（貸与型奨学金の返済を行っている場合、年間返済額を控除）
- ※ただし、交付申請日において本市に住民登録をし、5年以上定住する意思を持ち、かつ市税等を完納していること

### 助成対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用

### 助成対象費用

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| ① 引越し費用    | ※入居のため引越し業者等へ支払った費用               |
| ② 賃貸住宅の家賃等 | ※入居に必要な礼金、不動産仲介手数料<br>※入居後の家賃6カ月分 |
| ③ 住宅の改修費用  | ※入居のために必要な住宅改修費用                  |
| ④ 住宅の取得費用  | ※結婚を機にした住宅新築や取得の費用                |

注) 補助上限額は①～④の費用合計によって算出。

### 補助額

29歳以下

補助上限額 **60万円**

30歳以上39歳以下

補助上限額 **30万円**

※予算の範囲内で助成するため、なくなり次第、受付を終了します。

### 申請手続き

申請時期：婚姻届を提出し、受理された後の対象期間内

必要書類：婚姻届受理証明書又は戸籍謄本、世帯の所得証明書又は非課税証明書及び税の滞納がないことを示す証明書他

- ①引越し業者等へ支払った領収書（写）
- ②賃貸借契約書（写）、礼金・仲介手数料の領収書（写）、家賃支払のわかるもの（6カ月分以内）他
- ③住宅改修にかかった費用の領収書（写）、費用の内訳がわかるもの、工事契約書（写）、着工前・完成後の写真
- ④物件の請負契約書又は売買契約書及び領収書（写）、登記事項証明書（写）

○対象者、助成対象費用等には詳細な要件がありますので、詳しくは下記までお問合せください。

【お問合せ先】 高梁市役所 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282